

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第九号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（内部組織の長に準ずる職） 第六条（略） 一・二（略） 三 広島県公営企業の設置等に関する条 例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第四条に規定する上下水道部長の職 四（略）</p>	<p>（内部組織の長に準ずる職） 第六条（略） 一・二（略） 三 広島県公営企業の設置等に関する条 例（昭和四十五年広島県条例第二十一号） 第四条第二項に規定する企業局長の職 四（略）</p>

附則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この人事委員会規則の施行の日前にこの人事委員会規則による改正前の職員の退職管理に関する規則第六条第三号に掲げる職に就いていた者は、この人事委員会規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第六条第三号に掲げる職に就いていた者とみなして、同号の規定を適用する。